

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度庁内情報利用パソコン等機器一式 長期借入(再リース)	158:事務用品賃貸	三菱HCキャピタル株式会社	6,342,019	R5.2.28	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度庁内情報利用パソコン等機器一式 長期借入（再リース）

2 契約の相手方

三菱HCキャピタル株式会社

3 随意契約理由

感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症については、保健所を最前線として、その対応に全市をあげて取り組んでいるところである。

これまでも、職員の負荷軽減のため、その時々状況に合わせて兼務職員や臨時的任用職員の増員、他局からの職員応援依頼を行い対応してきたところであるが、これらの人員増に伴い、感染症対策課に配備されている庁内情報利用端末（ノートパソコン）が不足しないよう、現在は令和4年9月より再リースした端末を使用して対応しているところである。

前回再リースした端末は628台であり、令和5年2月末にリース期間満了となる。これらの端末は、感染症対策課で新型コロナウイルス感染症対応を行う各チームにおいて（新型コロナウイルスワクチン接種等調整チームを含む）使用している。

今般、国が令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類相当に移行する方針を示したことを受け、5類相当に移行するまでの間、及び5類相当に移行した後の現場体制の見通しを踏まえ、必要数を精査した結果、530台の端末を令和5年2月以降も使用する必要が生じた。引き続き再リースで対応することが経済的かつ合理的であることから、当該端末のリース契約相手である上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局総務部総務課（電話番号：06-6208-9892）